

四日市市上下水道局告示第 50 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年 1 2 月 1 2 日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 4 年 1 2 月 2 7 日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する施設の位置

四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置く図面のとおり

3 分流式にて、公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

(1) 三重郡川越町大字亀崎新田 80 番地 2、北勢沿岸流域下水道北部浄化センターを終末処理場とする区域

垂坂町、大矢知町、山分町、朝明町、山城町、広永町、伊坂町、  
平尾町、赤水町

の各一部

(2) 四日市市寿町 2 番 8 号、日永浄化センターを終末処理場とする区域

川島町、大井手二丁目、伊倉三丁目、西日野町、室山町、小古曾町、  
小古曾六丁目、采女町

の各一部

(3) 四日市市楠町北五味塚 1085 番地 18、北勢沿岸流域下水道南部浄化センターを終末処理場とする区域

河原田町

の一部

4 縦覧期間

令和 4 年 1 2 月 1 3 日から令和 4 年 1 2 月 2 7 日まで

(上下水道局 管理部 生活排水課)